

全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)様より頂いた情報の抜粋を掲載いたします。

#### 1 雇用調整助成金の延長について

2021年8月2日、埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府の4府県に緊急事態宣言が発令され、東京都・沖縄県と合わせ、計6都府県が対象地域となりました。また、北海道・石川県・京都府・兵庫県・福岡県の5道府県には、まん延防止等重点措置が適応され、期間はいずれも8月31日までとなります。

これを受け、雇用調整助成金の特例措置につきまして、対象となる業況・地域に該当する事業者につきましては、9月30日まで延長が決定いたしました。10月以降については、今後の情勢を踏まえ9月中旬に発表が予定されております。

ご確認お願い申し上げます。

・令和3年5月から9月までの雇用調整助成金の特例措置等について(PDF)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782480.pdf>

・雇用調整助成金(経済産業省 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

#### 2 最低賃金を引き上げに伴う雇用調整助成金等の要件緩和について

2021年10月より、新たな最低賃金の運用が始まります。

厚生労働省審議会は、今年度は全国で28円の引き上げ、全国の時給平均を930円とする目安を発表いたしました。

それに伴い、最低賃金を引き上げた中小企業に雇用調整助成金の要件緩和が予定されております。

・コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援について(厚生労働省 HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/r3saichin-kochoukin.html>

・最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について(PDF)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000813239.pdf>

雇用調整助成金等の要件緩和について、現時点での情報をまとめました。

#### ◆概要

地域特例(※1)又は業況特例(※2)の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)(※3)を問わず支給

※1 地域特例：緊急事態宣言、まん延防止等重点措置発令地域

※2 状況特例：売上が直近3か月の月平均と前年または前々年の同期と比べ3割以上減少した事業者

※3 休業規模要請例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、5人日分の休業を行った場合

$$5 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10 人} \times 20 \text{ 日)} = 1 / 40$$

#### ◆給付対象

以下の条件を満たす場合は、小規模休業(※4)も対象。

・令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業であること。

(令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。)

・事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

(当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。)

※4 小規模休業例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10 人} \times 20 \text{ 日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1 / 40)}$$

#### ◆助成率・上限額

助成率・上限額は業況特例や地域特例と同様

15,000円(10/10)

#### ◆申請方法

雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請

具体的な申請手続きは後日発表

3 フリーランスの取引についての実態調査(公正取引委員会)について

現在、文化庁 文化芸術活動基盤強化室を中心に、経済産業省などの中央省庁連携にて、文

化芸術分野における適正な契約関係構築に向けて検討が行われており、全照協及びスタッフ連合加盟事業者におきましても、協力企業、フリーランスとの業務委託契約について、適正な契約関係及び契約の書面化が求められていくことになります。

この問題はこれまでの業界慣習を大きく変えるもので、この動きに注視しております。契約は甲乙双方があり、委託先だけでなく、契約書を作成する事業者の立場も大事で、フリーランスサイド、学者・法律関係者だけではなく、実際に契約書作成者である我々の意見も反映して頂く必要があり、全照協及びスタッフ連合として必要な提言をしてまいります。

そうした動きの一環で、公正取引委員会が、フリーランスとの取引についての実態調査を行っております。ご回答にご協力頂けます業務委託先フリーランスの方々いらっしゃいましたら、以下のリンク先のご転送をお願い致します。

フリーランスの取引についての実態調査（公正取引委員会 HP）

[https://www.jftc.go.jp/web\\_survey/toriki/survey.html](https://www.jftc.go.jp/web_survey/toriki/survey.html)

4 テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について。

以下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

1 IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

1 IT活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11\\_itsikin\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html)

1 国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

以上です